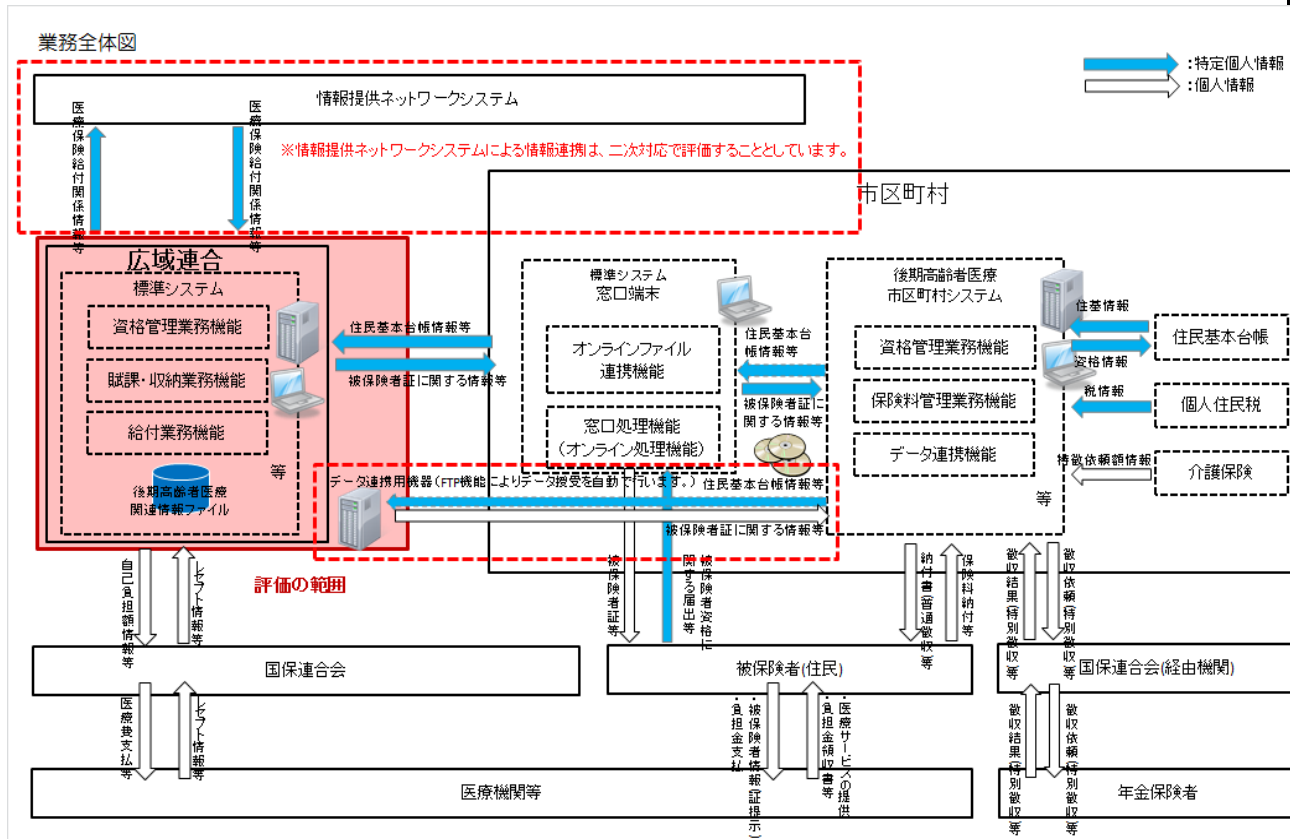
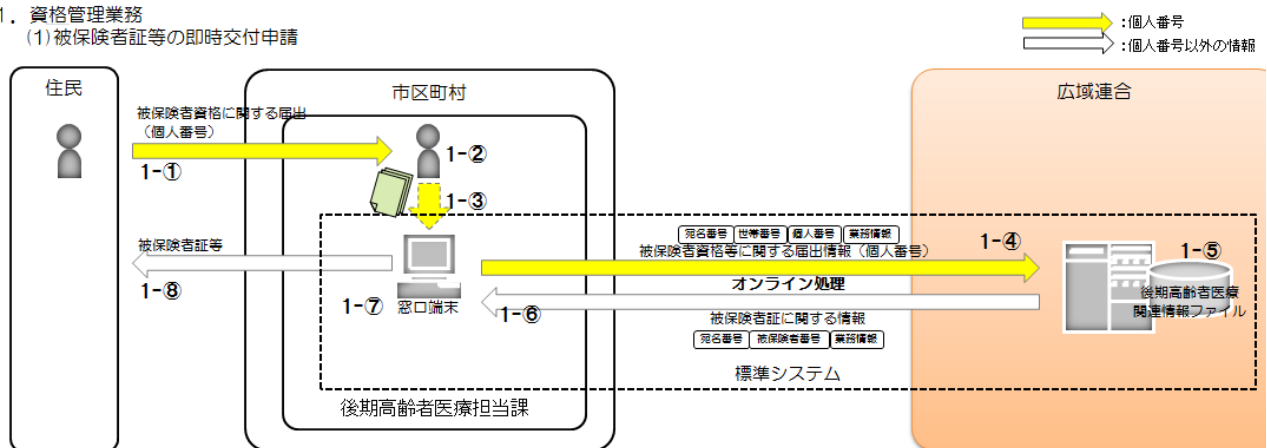


(別添1) 事務の内容



1. 資格管理業務

(1) 被保険者証等の即時交付申請



(備考)

1. 資格管理業務

(1) 被保険者証等の即時交付申請

- 1-1 市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付ける。
- 1-2 市区町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 1-3 市区町村の窓口端末に、個人番号を含む申請事項を登録する。
- 1-4 市区町村の窓口端末に登録された申請事項は、個人番号を併せて広域連合の標準システムに登録されることで、当該住民に対して資格取得がされる。
- 1-5 広域連合の標準システムでは、市区町村において登録された「市区町村」と同一の宛名番号に紐付けて「個人番号」が管理される。
- 1-6 市区町村の窓口端末において、広域連合の標準システムに登録された資格情報を取得する。
- 1-7 市区町村では、市区町村の窓口端末に表示した情報を確認し、被保険者証等の発行を行う。
- 1-8 被保険者証等を交付する。

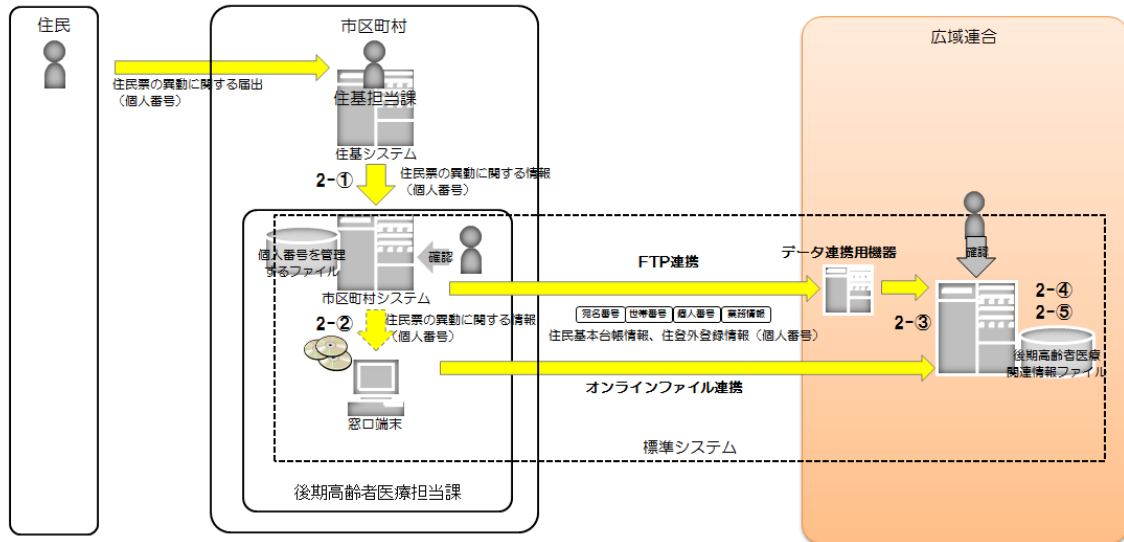
※宛名番号、世帯番号、被保険者番号について

- ・宛名番号及び世帯番号は、各市区町村がそれぞれ設定している既存の番号であり、広域連合は構成市区町村のそれぞれの宛名番号及び世帯番号を市区町村コードとともに保有・管理している。宛名番号及び世帯番号で管理している情報は、主に住民基本台帳関係の情報や資格の得喪に係る情報である。
- ・被保険者番号は各広域連合がそれぞれ設定している既存の番号であり、市区町村は所属している広域連合の被保険者番号を保有・管理している。
- ・被保険者番号で管理している情報は、主に資格の内容や保険料の賦課・徴収、給付に係る情報である。
- ・広域連合及び市区町村は、宛名番号、世帯番号、被保険者番号をそれぞれ個人番号と紐付けて保有・管理している。

※オンライン処理について

・オンライン処理とは、市区町村に設置された市区町村の窓口端末のWebブラウザに表示される広域連合の標準システムの画面を経由して、被保険者からの申請情報の登録、保険料台帳の内容確認、各業務の帳票出力などに使用し、広域連合の標準システムを画面操作することを指す。

(2) 住民基本台帳情報等の取得



(備考)

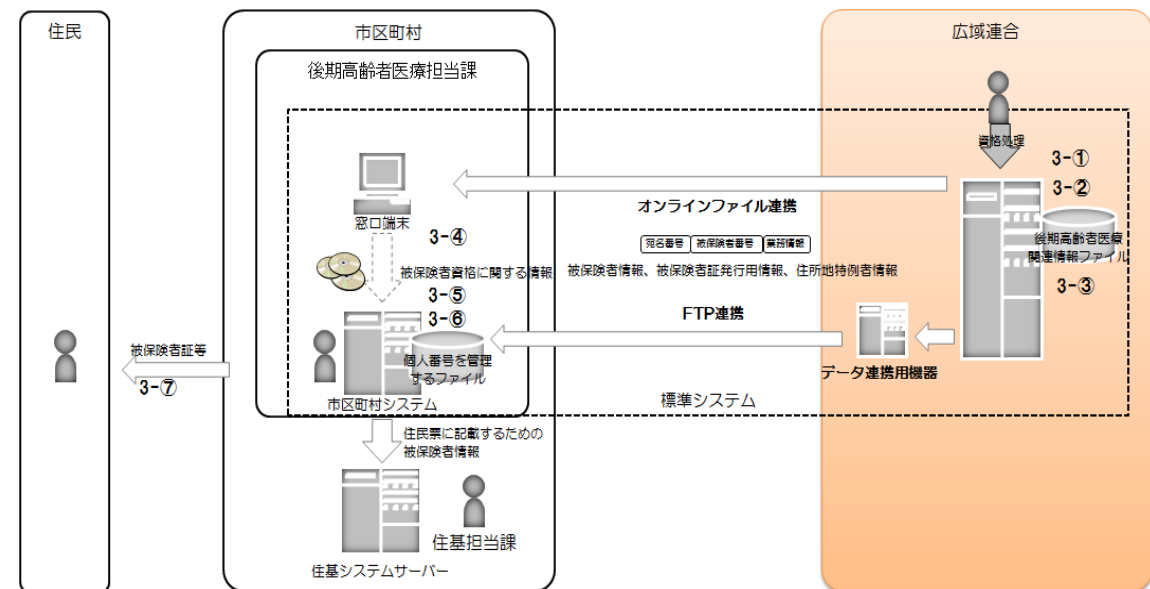
(2) 住民基本台帳情報等の取得

- 2-①後期高齢者医療市区町村システム(以下「市内連携システム(市区町村システム)」という。)、住基システムから住民票の異動に関する情報の移転を受け、市内連携システム(市区町村システム)を更新する。
- 2-②市内連携システム(市区町村システム)から、被保険者等と世帯員及び被保険者以外の年齢到達予定者についての住民票の異動に関する情報を電子媒体等に移出し、市区町村の窓口端末オンライン連携機能より移入する。
又は、FTP連携機能により市内連携システム(市区町村システム)からデータ連携用機器へ移入する。
- 2-③市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに個人番号を含む「住民基本台帳情報」及び「住居外登録情報」が送信される。
又は、データ連携用機器から、広域連合の標準システムに個人番号を含む「住民基本台帳情報」及び「住居外登録情報」が送信される。
- 2-④広域連合の標準システムでは、送信された「住民基本台帳情報」及び「住居外登録情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 2-⑤広域連合の標準システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「市区町村」と同一の宛名番号に紐付けして「個人番号」が管理される。

※オンラインファイル連携機能について

オンラインファイル連携機能とは、市区町村窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市区町村の窓口端末に配信する機能という。

(3) 被保険者資格の異動



(備考)

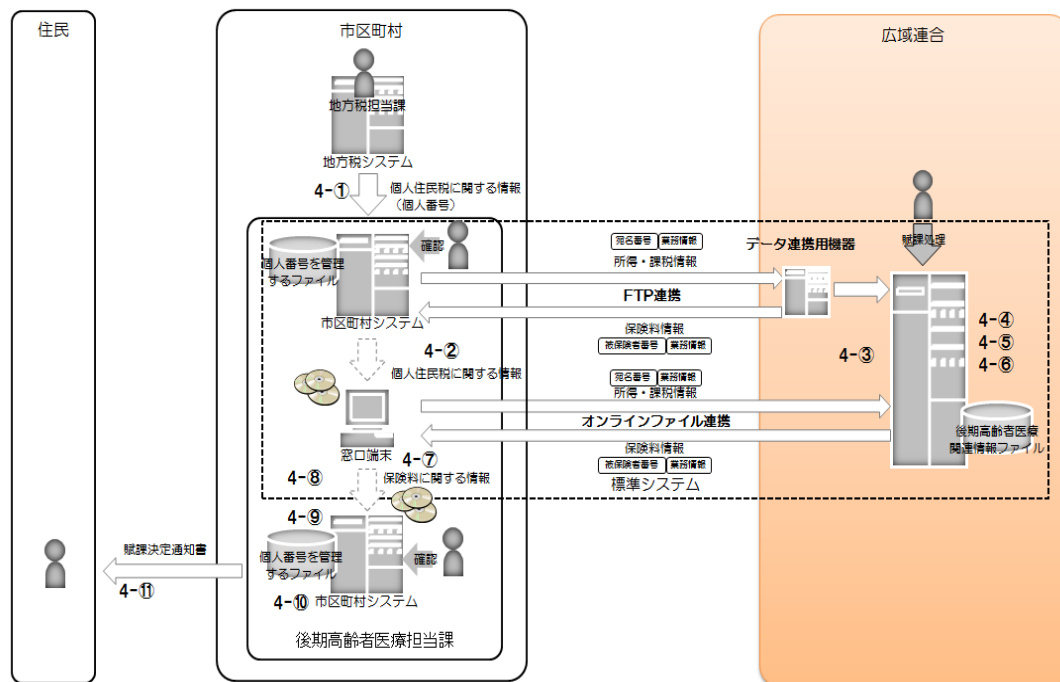
(3) 被保険者資格の異動

- 3-①(2)において市区町村の窓口端末又は市内連携システム(市区町村システム)から広域連合の標準システムに送信された「住民基本台帳情報」及び「住居外登録情報」により、広域連合は住民票の異動や年齢到達等を把握し、広域連合の標準システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・資格要件の変更に関する処理を行う。
- 3-②広域連合の標準システムでは、「市区町村」と同一の宛名番号と「個人番号」に、さらに「被保険者番号」が紐付けられる。
- 3-③市区町村の窓口端末による即時異動分を含めて、広域連合の標準システムに「被保険者情報」等が作成される。
- 3-④市区町村の窓口端末より、広域連合の標準システムから「被保険者情報」等が移入する。
又は、FTP連携機能により、データ連携用機器から市内連携システム(市区町村システム)へ「被保険者情報」等が移入する。
- 3-⑤市区町村では、市区町村の窓口端末から「被保険者情報」等を電子媒体等に移出し、市区町村システムに移入する。
又は、FTP連携機能により、データ連携用機器から移入された「被保険者情報」等を市区町村システムへ移入する。
- 3-⑥市区町村システムでは、移入された「被保険者情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
市区町村では、既に「宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理されているため、そこに「被保険者番号」を紐付けして管理される。

3-⑦被保険者証等を作成して交付する。

2. 賦課・収納業務

(1) 保険料賦課

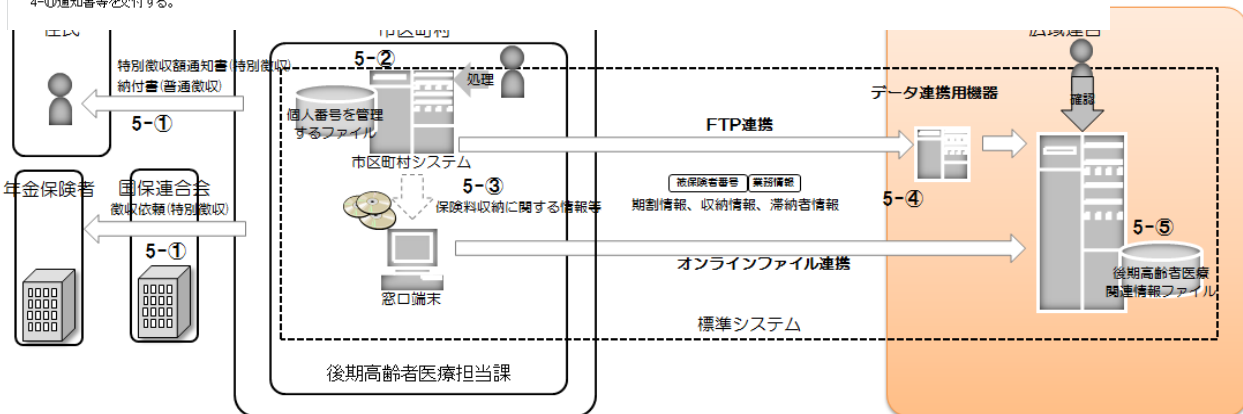


(備考)

2. 賦課・収納業務

(1) 保険料賦課

- 4-① 市内連携システム(市区町村システム)は、地方税システムから個人住民税に関する情報の移転を受け、市内連携システム(市区町村システム)を更新する。
- 4-② 市内連携システム(市区町村システム)から個人住民税情報を電子媒体等に移出し、市区町村の窓口端末に移入する。
- 又は、FTP連携機能により市区町村システムから、「所得・課税情報」をデータ連携用機器へ移入する。
- 4-③ 市区町村の窓口端末又は市内連携システム(市区町村システム)から、広域連合の標準システムに「所得・課税情報」が送信される。
- 又は、データ連携用機器から、広域連合の標準システムに「所得・課税情報」が送信される。
- 4-④ 広域連合の標準システムでは、送信された「所得・課税情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑤ 広域連合の標準システムにおいて、保険料賦課の処理を行う。
- 4-⑥ 広域連合の標準システムに「保険料情報」が作成される。
- 4-⑦ 市区町村の窓口端末より、広域連合の標準システムから「保険料情報」等を受取る。
- 又は、FTP連携機能により、データ連携用機器から市内連携システム(市区町村システム)へ「保険料情報」等を受取る。
- 4-⑧ 市区町村では、市区町村の窓口端末から「保険料情報」等を電子媒体等に移出し、市内連携システム(市区町村システム)に移入する。
- 又は、FTP連携機能により、データ連携用機器から移入された「保険料情報」等を市内連携システム(市区町村システム)へ移入する。
- 4-⑨ 市内連携システム(市区町村システム)では、移入された「保険料情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑩ 市内連携システム(市区町村システム)では、必要に応じて該当する通知書等を発行する。
- 4-⑪ 通知書等を交付する。

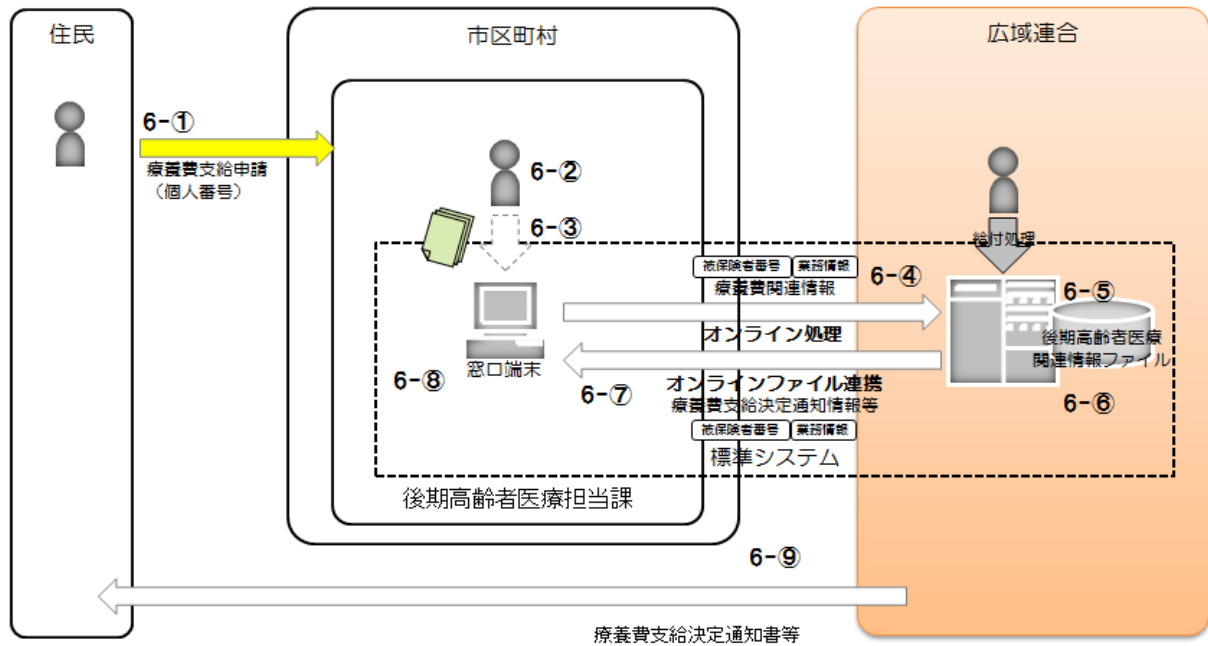


(備考)

(2) 保険料収納管理

- 5-① 市区町村で、保険料の徴収方法及び納期を決定し、「特別徴収額通知書」や「納付書」の交付を行い、保険料の徴収を行う。
- 特別徴収の場合は、国保連合会を経由して年金保険者に対して徴収を依頼し、保険料の徴収を行う。
- 5-② 市内連携システム(市区町村システム)において、保険料の賦課及び徴収の実施状況に関するデータ管理を行う。
- 5-③ 市内連携システム(市区町村システム)から、保険料収納に関する情報等を電子媒体等に移出し、市区町村の窓口端末に移入する。
- 又は、FTP連携機能により、市内連携システム(市区町村システム)から「期割情報」「収納情報」及び「滞納者情報」をデータ連携用機器へ移入する。
- 5-④ 市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに「期割情報」「収納情報」及び「滞納者情報」が送信される。
- 又は、データ連携用機器から、広域連合の標準システムに「期割情報」「収納情報」及び「滞納者情報」が送信される。
- 5-⑤ 広域連合の標準システムでは、送信された「期割情報」「収納情報」及び「滞納者情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

3. 給付業務



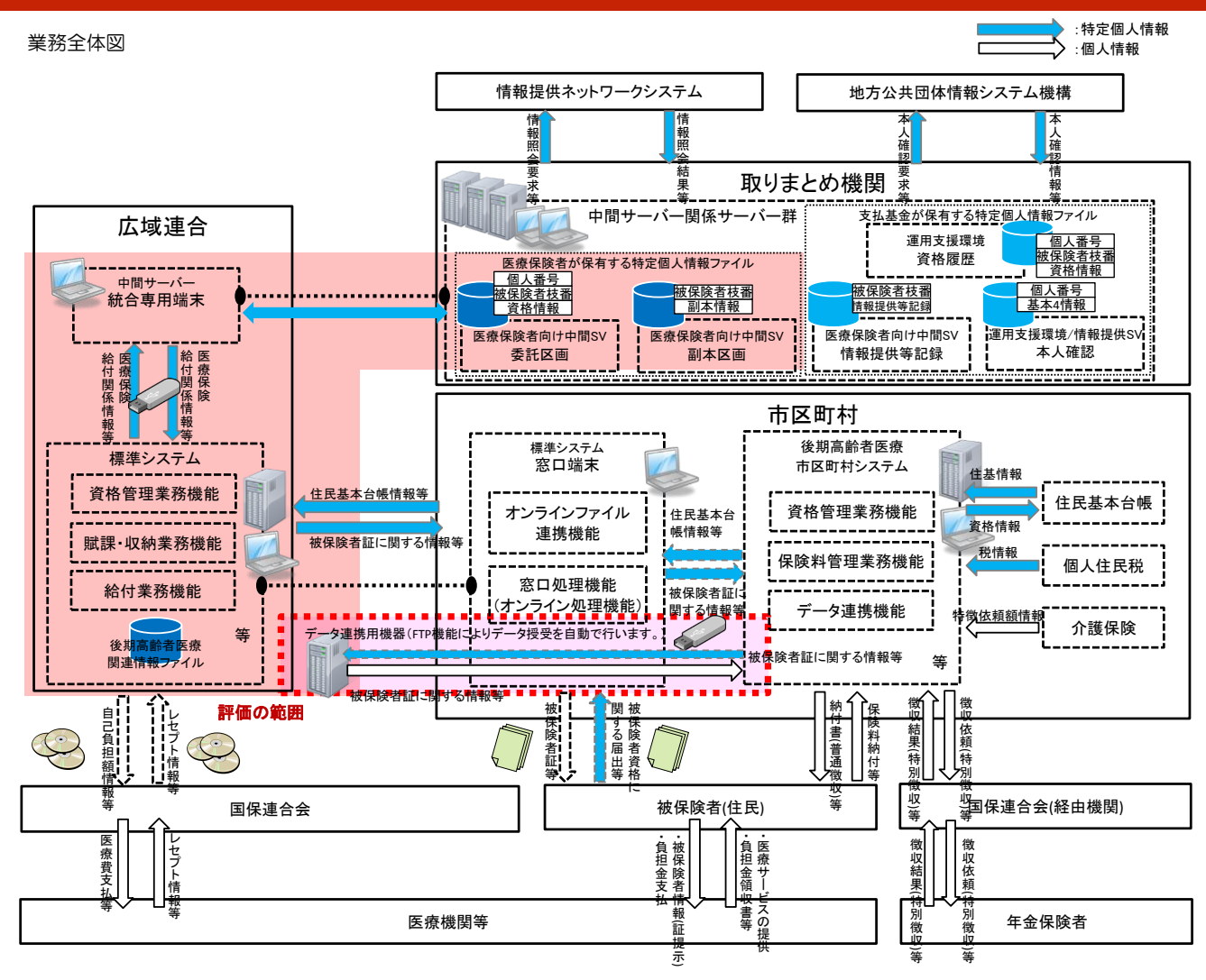
(備考)

3. 給付業務

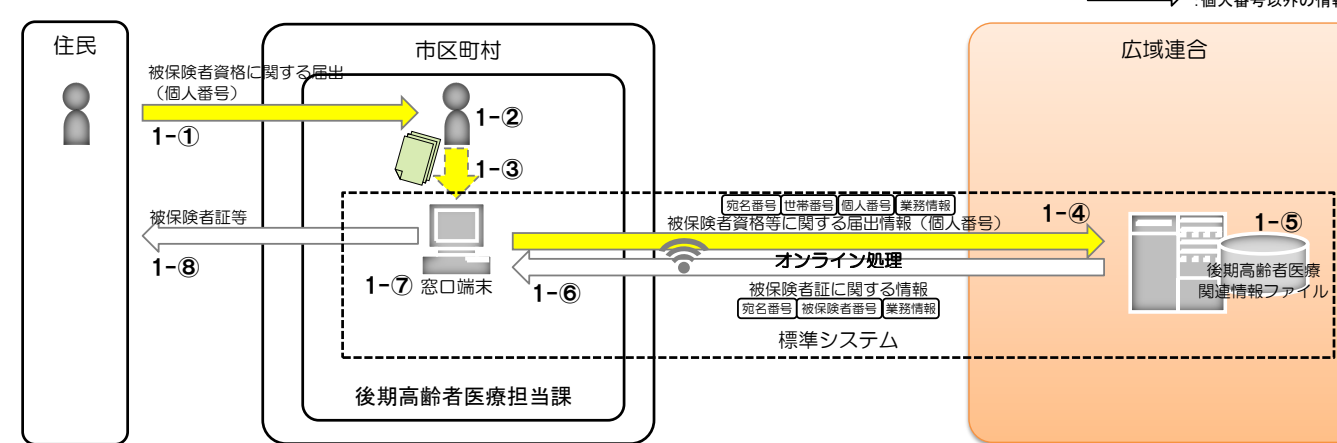
- 6-①市区町村の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費支給申請に関する届出を受け付ける。
- 6-②市区町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 6-③市区町村の窓口端末に、申請事項を登録する。
- 6-④市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに「療養費関連情報」が送信される。
- 6-⑤広域連合の標準システムでは、送付された「療養費関連情報」に基づいて、同システムで療養費の支給決定処理を行う。
- 6-⑥広域連合の標準システムに「療養費支給決定通知情報」等が作成される。
- 6-⑦広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末に、「療養費支給決定通知情報」等を配信する。
- 6-⑧市区町村において、市区町村の窓口端末に表示した情報を確認し療養費支給決定通知書等の発行を行う。
- 6-⑨療養費支給決定通知書等を交付する。

(備考)

(別添1) 事務の内容



1. 資格管理業務
(1)被保険者証等の即時交付申請



(備考)

1. 資格管理業務

- (1)被保険者証等の即時交付申請
- 1-①市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付ける。
- 1-②市区町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 1-③市区町村の窓口端末に、個人番号を含む申請事項を登録する。
- 1-④市区町村の窓口端末に登録された申請事項は、個人番号と併せて広域連合の標準システムに登録されることで、当該住民に対して資格取得がされる。
- 1-⑤広域連合の標準システムでは、市区町村において登録された「市区町村と同一の宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理される。
- 1-⑥市区町村の窓口端末において、広域連合の標準システムに登録された資格情報を取得する。

- 1-⑦市区町村では、市区町村の窓口端末に表示した情報を確認し、被保険者証等の発行を行う。
1-⑧被保険者証等を交付する。

※宛名番号、世帯番号、被保険者番号について

- ・宛名番号及び世帯番号は、各市区町村がそれぞれ設定している既存の番号であり、広域連合は構成市区町村のそれぞれの宛名番号及び世帯番号を市区町村コードとともに保有・管理している。宛名番号及び世帯番号で管理している情報は、主に住民基本台帳関係の情報や資格の得喪に関する情報である。
- ・被保険者番号は各広域連合がそれぞれ設定している既存の番号であり、市区町村は所属している広域連合の被保険者番号を保有・管理している。
- 被保険者番号で管理している情報は、主に資格の内容や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報である。
- ・広域連合及び市区町村は、宛名番号、世帯番号、被保険者番号をそれぞれ個人番号と紐付けして保有・管理している。

※オンライン処理について

- ・オンライン処理とは、市区町村に設置された市区町村の窓口端末のWebブラウザに表示される広域連合の標準システムの画面を経由して、被保険者からの申請情報の登録、保険料台帳の内容確認、各業務の帳票出力等に使用し、広域連合の標準システムを画面操作することを指す。

※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。

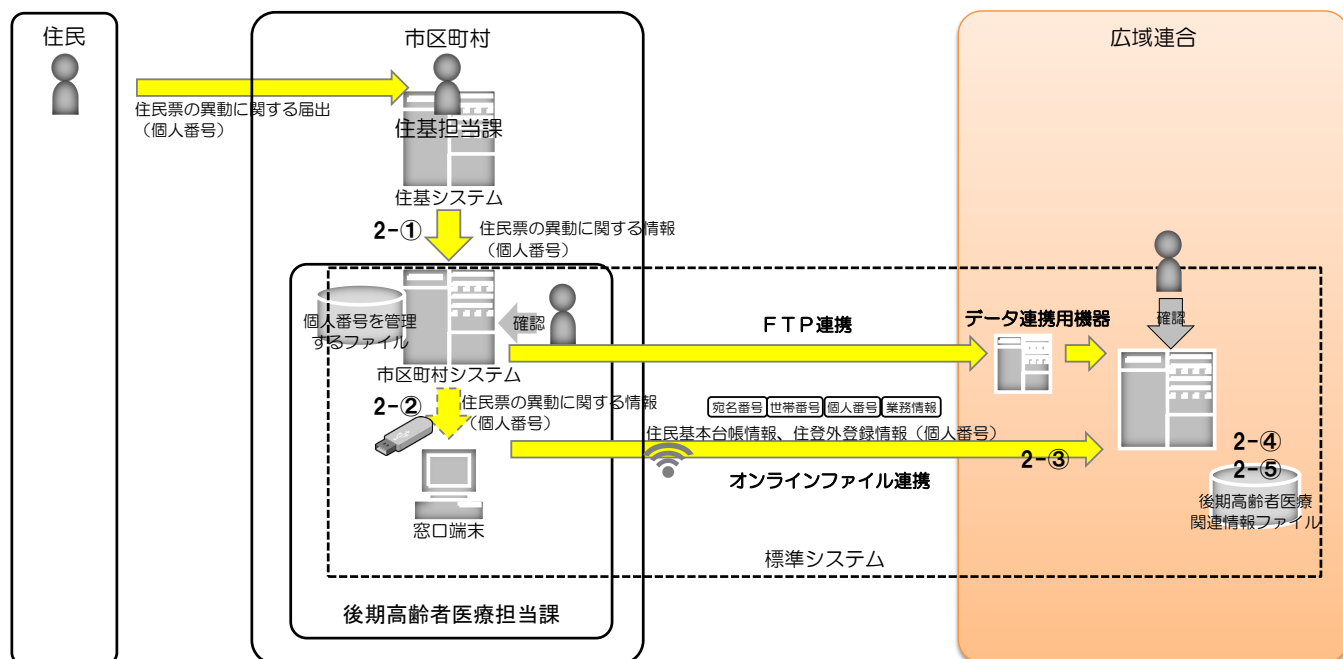
※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

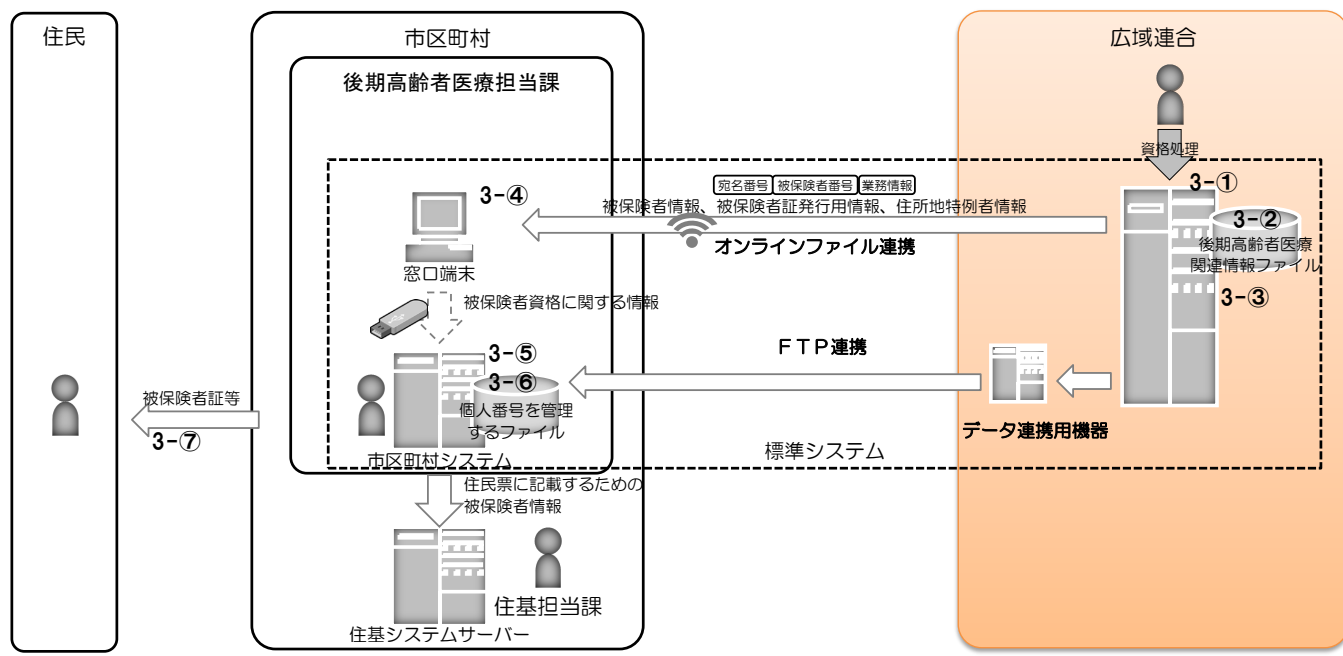
※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

(別添1) 事務の内容

(2)住民基本台帳情報等の取得



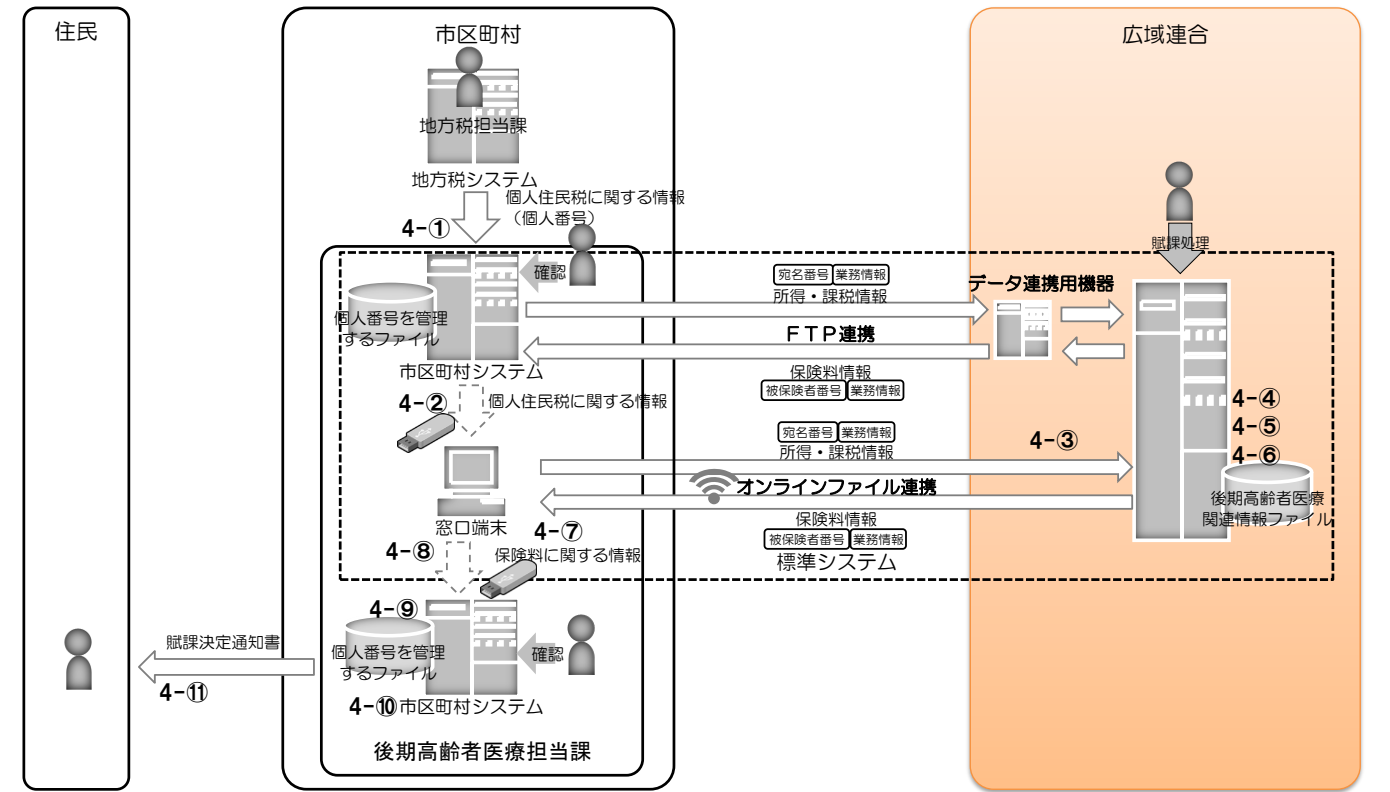
(3)被保険者資格の異動



- (備考)
- (2)住民基本台帳情報等の取得
- 2-①後期高齢者医療市区町村システム(以下「庁内連携システム」(市区町村システム)という。)は、住基システムから住民票の異動に関する情報の移転を受け、庁内連携システム(市区町村システム)を更新する。
- 2-②庁内連携システム(市区町村システム)から、被保険者と世帯員及び被保険者以外の年齢到達予定者についての住民票の異動に関する情報等を電子記録媒体等に移出し、市区町村の窓口端末オンライン連携機能より移入する。
又は、FTP連携機能により庁内連携システム(市区町村システム)からデータ連携用機器へ移入する。
- 2-③市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、個人番号を含む「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」が送信される。
又は、データ連携用機器から、広域連合の標準システムに個人番号を含む「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」が送信される。
- 2-④広域連合の標準システムでは、送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 2-⑤広域連合の標準システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「市区町村と同一の宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理される。
- (3)被保険者資格の異動
- 3-①(2)において市区町村の窓口端末又は庁内連携システム(市区町村システム)から広域連合の標準システムに送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」により、
の異動や年齢到達等を把握し、広域連合の標準システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・資格要件の変更に関する処理を行う。
- 3-②広域連合の標準システムでは、「市区町村と同一の宛名番号」と「個人番号」に、さらに「被保険者番号」が紐付けられる。
- 3-③市区町村の窓口端末による即時異動分を含めて、広域連合の標準システムに「被保険者情報」等が作成される。
- 3-④市区町村の窓口端末により、広域連合の標準システムから「被保険者情報」等を移出する。
又は、FTP連携機能により、データ連携用機器から庁内連携システム(市区町村システム)へ「被保険者情報」等を移出する。
- 3-⑤市区町村では、市区町村の窓口端末から「被保険者情報」等を電子記録媒体等に移出し、市区町村システムに移入する。
又は、FTP連携機能により、データ連携用機器から移入された、「被保険者情報」等を市区町村システムに移入する。
- 3-⑥市区町村システムでは、移入された「被保険者情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 市区町村では、既に「宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理されているため、そこに「被保険者番号」を紐付けして管理される。
- 3-⑦被保険者証等を作成して交付する。
- ※オンラインファイル連携機能について
- ・オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザーを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市区町村の窓口端末に配信する機能をいう。
- ※FTP連携機能について
- FTP連携機能とは、データ連携用機器(広域連合)の特定フォルダに対して、庁内連携システム(市区町村システム)がデータの送受信を自動で行う機能をいう。
- ※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。
- ※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載
- ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載
- ※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

(別添1) 事務の内容

2. 賦課・収納業務
(1)保険料賦課

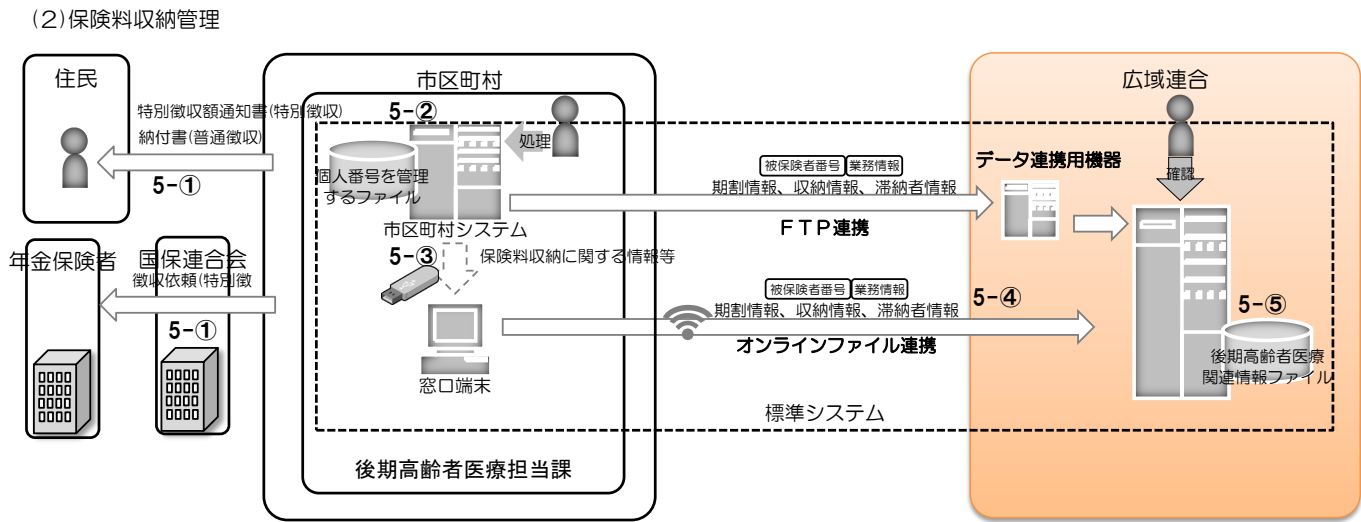


- (備考)
2. 賦課・収納業務
- (1)保険料賦課
- 4-①庁内連携システム(市区町村システム)は、地方税システムから個人住民税に関する情報の移転を受け、庁内連携システム(市区町村システム)に更新する。
- 4-②庁内連携システム(市区町村システム)から個人住民税情報を電子記録媒体等に移出し、市区町村の窓口端末に移入する。
又は、FTP連携機能により庁内連携システム(市区町村システム)から、「所得・課税情報」をデータ連携用機器に移入する。

- 4-③市区町村の窓口端末又はデータ連携用機器から、広域連合の標準システムに、「所得・課税情報」が送信される。
- 4-④広域連合の標準システムでは、送信された「所得・課税情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑤広域連合の標準システムにおいて、保険料賦課の処理を行う。
- 4-⑥広域連合の標準システムに「保険料情報」が作成される。
- 4-⑦市区町村の窓口端末により、広域連合の標準システムから「保険料情報」等を移出する。
又、広域連合の標準システムからデータ連携用機器に「保険料情報」等が送信される。
- 4-⑧市区町村では、市区町村の窓口端末から「保険料情報」等を電子記録媒体等に移出し、庁内連携システム(市区町村システム)に移入する。
又は、FTP連携機能により、データ連携用機器から移出された「保険料情報」等を庁内連携システム(市区町村システム)へ移入する。
- 4-⑨庁内連携システム(市区町村システム)では、移入された「保険料情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑩庁内連携システム(市区町村システム)では、必要に応じて該当する通知書等を発行する。
- 4-⑪通知書等を交付する。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

(別添1) 事務の内容



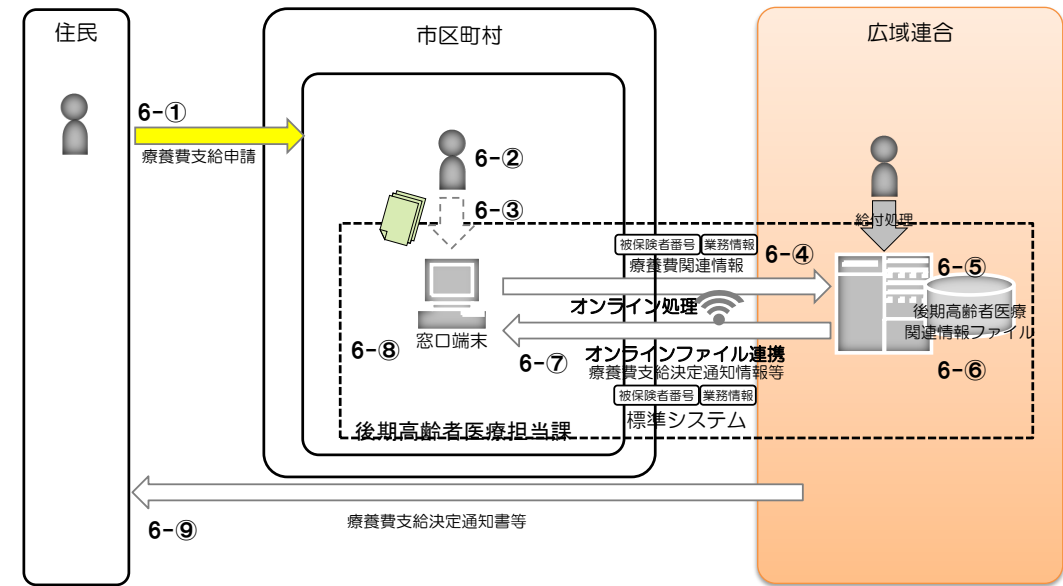
(備考)

- (2)保険料収納管理
- 5-①市区町村で、保険料の徴収方法及び納期を決定し、「特別徴収額通知書」や、「納付書」の交付を行い、保険料の徴収を行う。
特別徴収の場合は、国保連合会を経由して年金保険者に対して徴収を依頼し、保険料の徴収を行う。
 - 5-②庁内連携システム(市区町村システム)において、保険料の賦課及び徴収の実施状況に関するデータ管理を行う。
 - 5-③庁内連携システム(市区町村システム)から、保険料収納に関する情報等を電子記録媒体等に移出し、市区町村の窓口端末に移入する。
又は、FTP連携機能により、庁内連携システム(市区町村システム)から「期割情報」「収納情報」及び「滞納者情報」をデータ連携用機器へ移入する。
 - 5-④市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」が送信される。
又は、データ連携用機器から、広域連合の標準システムに「期割情報」「収納情報」及び「滞納者情報」が送信される。
 - 5-⑤広域連合の標準システムでは、送信された「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

(別添1) 事務の内容

3. 給付業務



(備考)

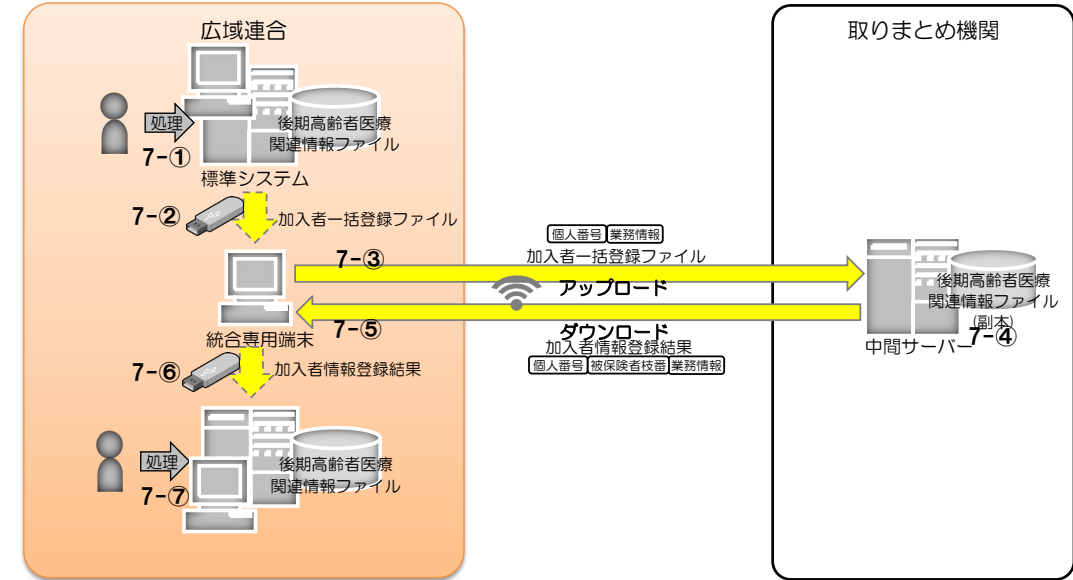
3. 給付業務

- 6-①市区町村の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費支給申請に関する届出を受け付ける。
- 6-②市区町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 6-③市区町村の窓口端末に、申請事項を登録する。
- 6-④市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「療養費関連情報」が送信される。
- 6-⑤広域連合の標準システムでは、送付された「療養費関連情報」に基づいて、同システムで療養費の支給決定処理を行う。
- 6-⑥広域連合の標準システムに「療養費支給決定通知情報」等が作成され、療養費支給決定通知書等を発行する。
- 6-⑦広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末に、「療養費支給決定通知情報」等を配信する。
- 6-⑧市区町村において、市区町村の窓口端末に表示した情報を確認する。
- 6-⑨療養費支給決定通知書等を交付する。

※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。
※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

(別添1) 事務の内容

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)

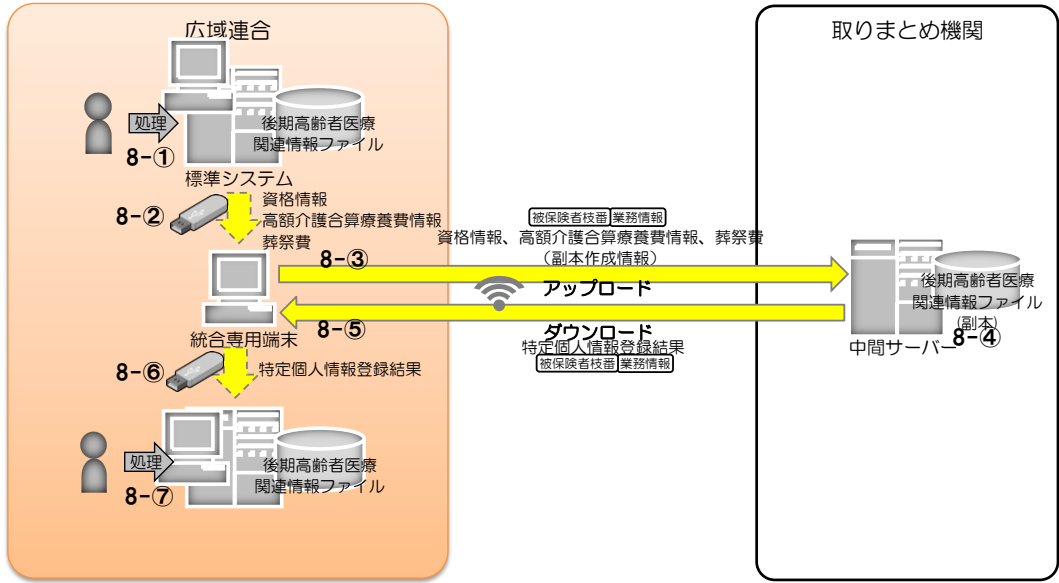


(備考)

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)
- 7-①一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
 - 7-②広域連合の標準システムから加入者情報一括登録ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
 - 7-③統合専用端末から中間サーバーへ加入者情報一括登録ファイルをアップロードする。
 - 7-④中間サーバーで加入者情報一括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、被保険者枝番及び処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
 - 7-⑤中間サーバーから統合専用端末へ加入者情報登録結果ファイルをダウンロードする。
 - 7-⑥統合専用端末から加入者情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
 - 7-⑦一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

(別添1) 事務の内容

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

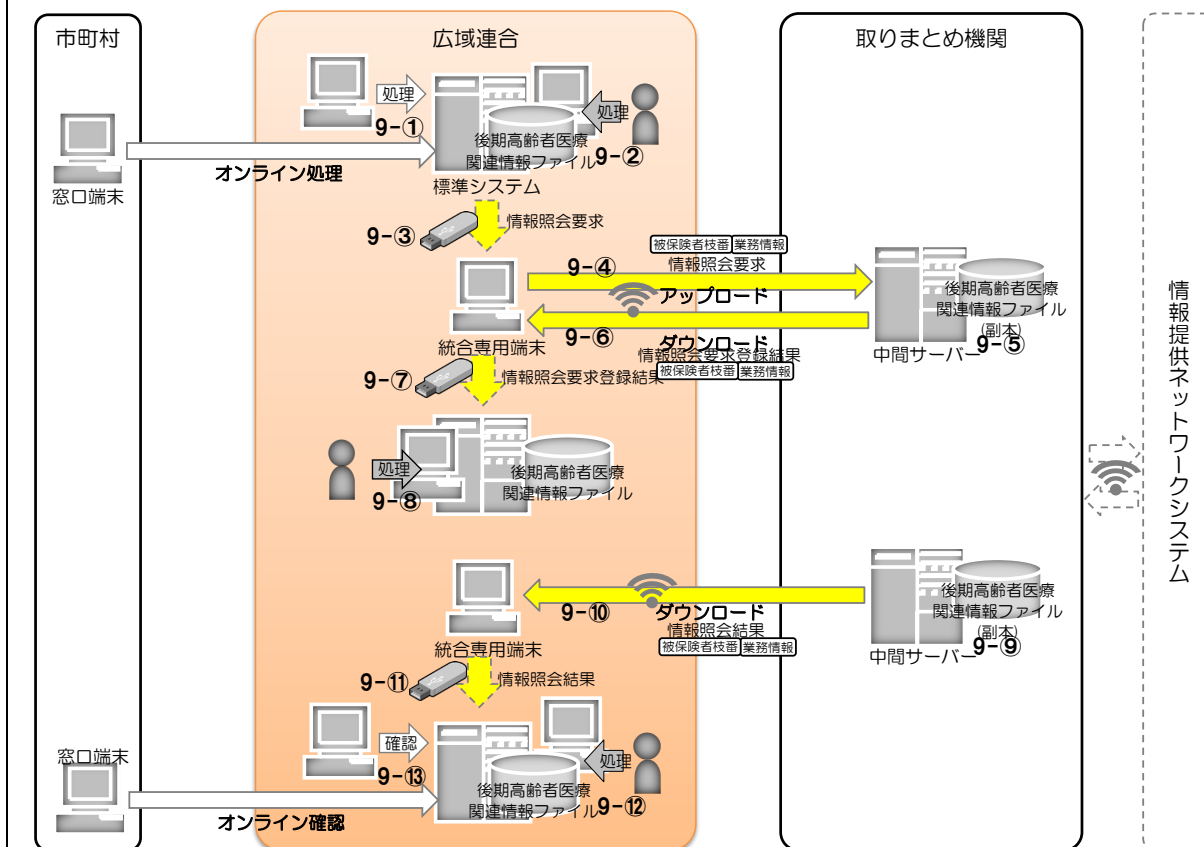


(備考)

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
- 8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。
 - ・資格情報登録ファイル
 - ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
 - ・葬祭費登録ファイル
 - 8-②広域連合の標準システムから上記8-①のインターフェースファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
 - 8-③統合専用端末から中間サーバーへ上記8-①のインターフェースファイルをアップロードする。
 - 8-④中間サーバーで上記8-①のインターフェースファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。
 - 8-⑤中間サーバーから統合専用端末へ特定個人情報登録結果ファイルをダウンロードする。
 - 8-⑥統合専用端末から特定個人情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
 - 8-⑦一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。

(別添1) 事務の内容

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)



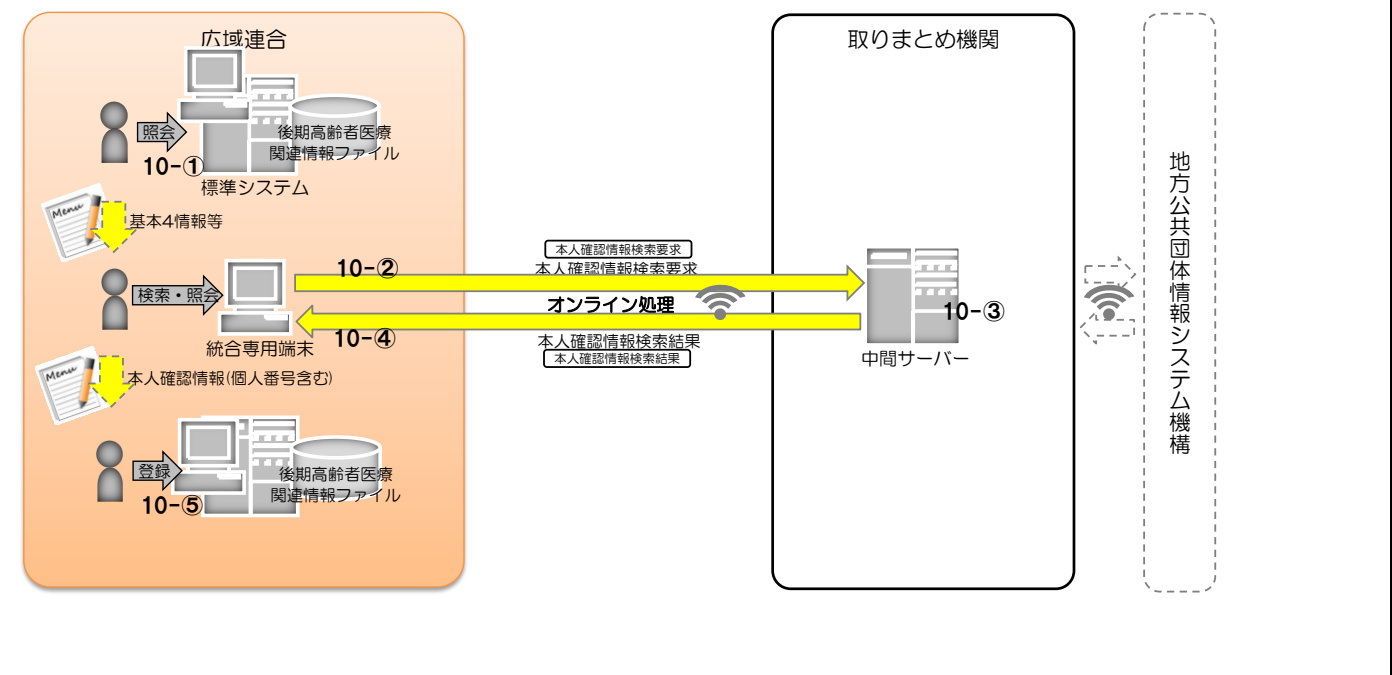
(備考)

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)

- 9-①市町村の窓口端末や広域連合の標準システムからオンライン画面で情報照会要求を行う。
- 9-②一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。
- 9-③広域連合の標準システムから情報照会要求ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 9-④統合専用端末から中間サーバーへ情報照会要求ファイルをアップロードする。
- 9-⑤中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。
- 9-⑥中間サーバーから統合専用端末へ情報照会要求登録結果ファイルをダウンロードする。
- 9-⑦統合専用端末から情報照会要求登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 9-⑧一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。
- 9-⑨中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。
- 9-⑩中間サーバーから統合専用端末へ情報照会結果ファイルをダウンロードする。
- 9-⑪統合専用端末から情報照会結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 9-⑫一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。
- 9-⑬市町村の窓口端末や広域連合の標準システムで、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

(別添1) 事務の内容

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)



(備考)

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)
- 10-①広域連合の標準システム端末で、本人確認情報検索の対象となる被保険者等を検索し、当該者の基本4情報等を確認する。
 - 10-②統合専用端末に、上記10-①で確認した基本4情報等を入力し、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報を要求する。
 - 10-③支払基金は上記10-②で照会要求のあった本人確認情報を地方公共団体情報システム機構に照会し、照会結果を統合専用端末へ送信する。
 - 10-④統合専用端末で、本人確認情報(個人番号を含む。)を確認する。
 - 10-⑤広域連合の標準システムから、当該者の本人確認情報を入力して、後期高齢者医療関連情報ファイルを更新するなど
(具体的な運用に関しては、広域連合と構成市区町村との間で、あらかじめ取り決めておく必要がある。)

※基本4情報等:基本4情報で個人番号を入手するケースに加え、個人番号で基本4情報を入手するケースを含む。

委託事項2		中間サーバーにおける資格履歴管理事務
①委託内容		個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者注)なお、世帯構成員に関しては、被保険者資格の履歴管理は行わない。
	その妥当性	当広域連合における資格履歴を管理するため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく行政文書の開示請求を行うことにより確認することができる。
⑥委託先名		岩手県国民健康保険団体連合会(岩手県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の岩手県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、岩手県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。
	⑨再委託事項	中間サーバーにおける資格履歴管理事務のすべて

委託事項4		中間サーバーにおける本人確認事務
①委託内容		地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び本人確認情報の取得
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
	その妥当性	当広域連合と地方公共団体情報システム機構との対応窓口を、支払基金に一本化するため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく行政文書の開示請求を行うことにより確認することができる。
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑨再委託事項	中間サーバーの運用・保守業務

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

後期高齢者医療関連情報ファイル

個人番号管理情報

・宛名番号
・被保険者番号
・個人番号

宛名番号

被保険者番号

<資格関連情報>

住民基本台帳情報
外国人登録情報
住登外登録情報
混合世帯情報
障害認定申請情報
負担区分判定対象情報
個人異動情報
適用除外者情報
被保険者
被保険者世代管理
被保険者履歴
老人保健情報
負担区分根拠情報
基準収入額申請世帯情報
負担区分一時記憶WK
個人情報変更履歴情報
負担区分判定登録抑止対象情報
扶養控除候補者情報
マイナンバー設定候補者WK

<賦課・収納関連情報>

賦課世帯管理
所得情報
資格異動ログ

<給付関連情報>

給付記録管理
葬祭費(その他支給)
高額療養費支給管理
特別療養費支給
給付制限個人管理
高額療養費清算管理
エラーレセプト
再審査レセプト
当月レセプト
療養費支給
被保険者月別資格日数
高額介護合算療養費等支給申請書情報

<共通情報>

稼働ログ管理

<資格関連情報>

障害認定申請情報
個人異動情報
適用除外者情報
被保険者
被保険者世代管理
被保険者履歴
証発行管理
送付先情報
負担区分世帯番号情報
負担区分根拠情報
一部負担金減免申請情報
標準負担額減額認定情報
標準負担額減額入院情報
特定疾病認定申請情報
負担区分一時記憶WK
過去被保険者番号情報
加入保険者情報
被扶養者障害特定疾病証明書情報
個人情報変更履歴情報
短期証資格証候補者情報
追加情報該当者
参照用負担区分情報
扶養控除候補者情報

<賦課・収納関連情報>

賦課情報
賦課世帯管理
市町村別賦課情報
所得情報
保険料減免管理情報
賦課対象情報
資格異動ログ
実態調査用被保険者番号管理
期割収納情報
収納履歴
滞納情報
徴収猶予
徴収猶予内訳
期割収納削除情報
収納削除履歴
滞納削除情報
徴収猶予削除
徴収猶予内訳削除

<給付関連情報>

給付記録管理
高額療養費支給
葬祭費(その他支給)
高額療養費支給管理
特別療養費支給
口座
給付制限個人管理
給付制限レセプト管理
高額療養費清算管理
エラーレセプト
支給管理
高額該当管理
再審査レセプト
当月レセプト
療養費支給
被保険者月別資格日数
レセプト負担区分管理
高額介護合算療養費等支給申請書情報
自己負担額証明情報
高額療養費特別支給金支給管理
特定疾患連絡対象者管理
突合レセプト増減情報
突合査定結果情報
後発医薬品差額通知送付情報
給付制限追加情報
一定点数超過管理セットアップ
一定点数超過管理

<共通情報>

稼働ログ管理

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

後期高齢者医療関連情報ファイル

個人番号管理情報

・宛名番号
・被保険者番号
・個人番号

宛名番号

被保険者枝番

<資格関連情報>

住民基本台帳情報
外国人登録情報
住登外登録情報
混合世帯情報
障害認定申請情報
負担区分判定対象情報
個人異動情報
適用除外者情報
被保険者
被保険者世代管理
被保険者履歴
老人保健情報
負担区分根拠情報
基準収入額申請世帯情報
負担区分一時記憶WK
個人情報変更履歴情報
負担区分判定登録抑止対象情報
扶養控除候補者情報
マイナンバー設定候補者WK

<賦課・収納関連情報>

賦課世帯管理
所得情報
資格異動ログ

<給付関連情報>
給付記録管理
葬祭費(その他支給)
高額療養費支給管理
特別療養費支給
給付制限個人管理
高額療養費清算管理
エラーレセプト
再審査レセプト
当月レセプト
療養費支給
被保険者月別資格日数
高額介護合算療養費等支給申請書情報

<共通情報>
稼働ログ管理

<情報連携関連項目>
加入者情報管理(判定対象情報)

<情報連携関連情報>

加入者情報管理(個人情報)
情報照会要求管理
情報照会状況管理

副本管理(判定対象情報)
副本管理(資格情報)
副本管理(高額介護合算療養費情報)
副本管理(葬祭費)

被保険者番号

<資格関連情報>

障害認定申請情報
 個人異動情報
 適用除外者情報
 被保険者
 被保険者世代管理
 被保険者履歴
 証発行管理
 送付先情報
 負担区分世帯番号情報
 負担区分根拠情報
 一部負担金減免申請情報
 標準負担額減額認定情報
 標準負担額減額入院情報
 特定疾病認定申請情報
 負担区分一時記憶WK
 過去被保険者番号情報
 加入保険者情報
 被扶養者障害特定疾病証明書情報
 個人情報変更履歴情報
 短期証資格証候補者情報
 追加情報該当者
 参照用負担区分情報
 扶養控除候補者情報

<賦課・収納関連情報>

賦課情報
 賦課世帯管理
 市町村別賦課情報
 所得情報
 保険料減免管理情報
 賦課対象情報
 資格異動ログ
 実態調査用被保険者番号管理
 期割収納情報
 収納履歴
 滞納情報
 徴収猶予
 徴収猶予内訳
 期割収納削除情報
 収納削除履歴
 滞納削除情報
 徴収猶予削除
 徴収猶予内訳削除

<給付関連情報>

給付記録管理
 高額療養費支給
 葬祭費(その他支給)
 高額療養費支給管理
 特別療養費支給
 口座
 給付制限個人管理
 給付制限レセプト管理
 高額療養費清算管理
 エラーレセプト
 支給管理
 高額該当管理
 再審査レセプト
 当月レセプト
 療養費支給
 被保険者月別資格日数
 レセプト負担区分管理
 高額介護合算療養費等支給申請書情報
 自己負担額証明情報
 高額療養費特別支給金支給管理
 特定疾患連絡対象者管理
 突合レセプト増減情報
 突合査定結果情報
 後発医薬品差額通知送付情報
 給付制限追加情報
 一定点数超過管理セットアップ
 一定点数超過管理

<共通情報>

稼働ログ管理

<情報提供等記録項目>

処理番号
 処理番号の枝番
 事務名称
 事務手続名称
 情報照会者部署名称
 情報提供者部署名称
 提供の求めの日時
 提供の日時
 特定個人情報名称
 不開示コード
 過誤事由コード
 被保険者枝番

<本人確認項目>

その他条件 履歴情報
 その他条件 消除者
 その他条件 異動事由
 主たる照会条件
 事務区分(住基法)
 事務区分(番号法)
 住所
 住所(大字以降)
 住民区分
 個人番号
 利用事由
 変更状況
 市町村コード
 市町村名
 性別
 情報表示
 氏名
 氏名かな
 照会対象期間終了 年月日
 照会対象期間開始 年月日
 照会対象期間(照会基準日)
 生存状況
 生年月日
 異動事由
 異動年月日
 異動有無
 要求レコード番号

※中間サーバーに保存される「委託区
 画ファイル」、「副本区画ファイル」は、
 基幹システムで扱う特定個人情報ファ
 イル(後期高齢者医療関連情報ファイ
 ル)の副本であることから、一体のもの
 として評価を行っている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜標準システムにおける措置＞ 情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。 なお、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ①統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜標準システムにおける措置＞ 中間サーバーを介することなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報照会を行うことはできないしくみとなっている。 情報照会に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ②中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ③中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜標準システムにおける措置＞ 情報照会によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、照会要求との関連性や項目間の整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の情報保有機関に確認し、必要に応じて再度、情報照会を行うなどの措置を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜標準システムにおける措置＞ ・広域連合の標準システムは市区町村及び委託先の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・広域連合の標準システムと市区町村の庁内連携システム(市区町村システム)は、システム間にデータ連携用機器を設置することで間接的に接続しており、各々専用線を用いている。 ・データ連携用機器は、市区町村ごとに用意しており、他市区町村のデータ連携用機器にアクセスすることができないよう、ファイアウォールによって接続を制限している。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村の窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。 ・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 ・岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第60条及び第61条において、情報漏えいに関する罰則を定め、情報の漏えい・紛失を規制している。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②中間サーバーは、外部システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない外部システムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。また、標準システムと中間サーバーとはオンライン接続しないこととしている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ⑤中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ⑥中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ※中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜標準システムにおける措置＞ 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等、時刻、操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規定に定めるところにより、一定期間保存する。 また、岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条の2及び第6条の3において、特定個人情報の目的外利用の禁止及び提供の制限について定めている。 情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付すること、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜標準システムにおける措置＞ 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等、時刻、操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規定に定めるところにより、一定期間保存する。 また、岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条の2及び第6条の3において、特定個人情報の目的外利用の禁止及び情報提供を制限について定めている。 情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。 なお、中間サーバーを介することなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできないしくみとなっている。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ①情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNIによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。		
	リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜標準システムにおける措置＞ 中間サーバーを介することなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできないしくみとなっている。 副本登録に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ①情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを標準システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、該当する医療保険者等のみが利用できるよう制限している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策＞ ・統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステムの的に制御する。 ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る。 ・情報授受に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリが使用ができる標準システムの端末を限定し、それ以外の端末では使用しない運用をする。 ・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、情報システム管理者がパスワード設定した媒体以外は標準システム及び統合専用端末で使用できないようシステムの的に制御する。 ・標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報システム管理者が必要に応じ操作ログを確認する。 ・統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。 ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データはすべて削除する。 ・リライトできる電子記録媒体又はフラッシュメモリではデータを保存せず、使用した都度、データをすべて削除する。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ ①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ⑤中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。	

別紙1「特定個人情報の提供先一覧」

提供先※		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二 第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二 第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 第4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二 第5項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
6	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第17項	予防接種法による給付(同法第一五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二 第22項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二 第26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
9	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
10	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第7号 別表第二 第33項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
11	国家公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二 第39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二 第42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
13	地方公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二 第58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
15	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第7号 別表第二 第80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
16	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第82項	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
17	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二 第87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第93項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
19	都道府県知事等又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第7号 別表第二 第97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
20	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第109項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

※・当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。
・情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
・ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。